



知りたいときにすぐわかる

幼稚園・保育所・児童福祉施設等

実習ガイド

第二版

[編著]

石橋裕子・林 幸範

[著]

堀 科・石本真紀・神戸洋子・安部 孝・林 友子・浅倉恵子・森田満理子・梅澤 実



同文書院

Authors

執筆者紹介

【編著者】

石橋 裕子（いしばし・ゆうこ）
帝京科学大学教授

Part 1：1， 2， 4～6
Part 2：表 2－3， 2－8， 資料 2－3
福祉関連用語の説明
◆ワークシート◆事前課題
Part 3：◆ワークシート◆事前課題
Part 5：4， 10
Part 6：6， ◆ワークシート◆施設実習のふり返り
コラム①～③⑥

林 幸範（はやし・ゆきのり）
滋賀短期大学特任教授

Part 1：3
Part 3：1～8
コラム①～③⑥

【著者】 ※執筆順

堀 科（ほり・しな）
東京家政大学准教授

Part 2：1～17

石本 真紀（いしもと・まき）
宇都宮共和大学准教授

Part 2：1～17

神戸 洋子（かんべ・ようこ）
YMCA三条保育園（京都YMCA）園長
元池坊短期大学教授

Part 3：3～8
Part 4：7， 9～11
Part 5：1～3， 5， 11～14

安部 孝（あべ・たかし）
名古屋芸術大学教授

Part 4：1～6， 12～15

林 友子（はやし・ともこ）
帝京科学大学教授

Part 4：7～11
Part 5：1～3， 5， 11～14

浅倉 恵子（あさくら・けいこ）
常葉大学教授

Part 5：6～9， Work Sheet（p.243）

森田 満理子（もりた・まりこ）
埼玉県立大学准教授

Part 6：1～5， 7
コラム⑦

梅澤 実（うめざわ・みのる）
放送大学客員教授

Part 6：1， 2， 4， 5， 7
コラム⑦

Preface

第二版の刊行にあたって

次世代育成などの国の政策から、子育て・子育てをどのように支援をしていくのかが重要な社会問題となっています。さらに、働く女性の増加などにより、乳幼児の居場所としての保育所や幼稚園が重要となっています。そのような状況から、育児や子どもの専門家である保育士や幼稚園教諭の役割の重要性が増しています。もちろん、保育士や幼稚園教諭は、子どもたちが将来つきたい職業の上位を占めていることはいうまでもありません。

保育士や幼稚園教諭になるためには、資格や免許が必要です。この資格や免許を取得するためには、大学・短大や専門学校等の養成校に入学し、授業を受けて、必要な単位を取らなければなりません（保育士の場合は、年1，2回実施される保育士試験を受験して取得する方法もあります）。授業の単位取得以外に、学外実習（保育実習や教育実習）も必修ですが、保育士養成課程が2011年（平成23）度に改訂されて保育実習が強化されています。

ところで、養成校で実習を担当していますと、「日誌の書き方がわからない」「子どもとのかかわりがわからない」など実習に対してさまざまな疑問を受けます。実習先からは、「挨拶ができない」「文章が書けない」などさまざまな指摘を受けます。しかしながら、近年よく尋ねられることは、「施設ってどんなところ？」「施設の子どもたちとどう接すればよいの？」などの施設（保育所を除いた児童福祉施設等）実習に関する質問です。さらに、受け入れ側の施設からも、「施設を知らなすぎる」「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を理解していない」などの指摘を受けることが多くなりました。「社会的養護」などの授業では「児童福祉施設（保育所や児童遊園もその1つです）」や「子どもの権利条約」について勉強をしています。ですから、学生の皆さんが忘れているのも事実ですが、養成校の実習担当者としては、実習について考え直さなければいけないと感じていました。というのは、保育所や幼稚園は、学生自身が通ったり、また中学生のときに「職業体験」などで経験しており、イメージしやすい場です。しかし、児童福祉施設でのボランティアなどの体験はほとんどの人がありませんので、学んだ知識しかないためイメージしにくいのです。また、保育所・幼稚園、小学校でも多様な子どもたちが生活・学習していますが、児童福祉施設では、保護者と一緒に暮らせない、問題を抱えているなど、様々な理由のために家庭で生活できない子どもたちが入所や通所をしています。特に近年は虐待を受けた子どもたちの入所が増えています。このように幅広い原因により家庭で生活しにくい子どもたちの生活の場である児童福祉施設は、皆さんにとっては学んだことで想像するしかないため、イメージしにくいと思います。

そこで、児童福祉施設実習に重きを置いた実習の本を書きたいと思っていたところ、その機会を同文書院さんが与えてくださり、2011（平成23）年にこの本を出版しました。ところが、2012（平成24）年に児童福祉法および障害者自立支援法一部改正にともない、障害児者施設において、実習可能施設が一部変わりました。そこで、出版してわずか2年でしたが、新訂版を発刊する運びとなりました。そしてこのほど、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が、また障害者総合支援法や児童福祉法の一部が改正され、2018（平成30）年4月1日に施行されました。さらに幼稚園教諭や保育士養成における授業も、文部科学省や厚生労働省から出された一定のカリキュラムの中で、教科名やその授業内容について養成校が決められるようになってきました。というのも、この10年で子どもを取りまく状況や保護者の環境が大きく変化し、幼稚園教諭や保育士の必要性が増し、その資質の向上がますます重要になってきたからです。

乳幼児とかかわる保育者は、その子の将来に大きな影響を与えることは言うまでもありません。ですから、子どもの専門家としての幼稚園教諭や保育士になるためには、教科の学習や子どもを知るだけでなく、子どもとかかわる場について知るという点で、実習は大切な学びの場です。実習での学習をスムーズに行うために、本書が皆さんの一助になるよう願っています。

2018年4月
石橋裕子・林 幸範

Contents

もくじ

第二版の刊行にあたって

新訂にあたって

はじめに

Part 1 実習の準備 1

1. 幼稚園、保育所、児童福祉施設等…………… 2
◆コラム①：“実習施設でのアクセサリ・茶髪禁止”なぜでしょうか？…………… 5
2. 学外実習について…………… 6
◆コラム②：あなたは、間違っていますか？…………… 9
3. 特別な支援を必要とする子どもについて知る…………… 10
4. 実習施設への依頼の仕方…………… 14
◆コラム③：“子どもの権利条約”を知っていますか？…………… 17
5. 実習施設での事前オリエンテーション…………… 18
6. 個人調書と自己紹介…………… 22
◆コラム④：アスペルガー症候群とそのほかの発達障害との違いは？…………… 24

Part 2 児童福祉施設等実習 25

1. 児童福祉施設等での実習…………… 26
◆コラム⑤：なぜ社会福祉施設で実習するの？…………… 29
2. 対象となる子ども・利用者の実態…………… 30
◆コラム⑥：発達障害の診断基準 DSMとICD…………… 35
3. 児童福祉施設等実習のポイント…………… 36
◆コラム⑦：さまざまな療法・活動…………… 38
4. 児童福祉施設等実習課題（目標）の設定…………… 40
◆コラム⑧：実習の目標・課題の記入例…………… 43
5. 児童福祉施設等実習における実習日誌（実習記録）の書き方…………… 44
6. 福祉施設実習における3つのステップ 観察実習～参加実習～指導実習…………… 48
7. 宿泊実習での配慮…………… 50
8. 各施設での実習 ～養護系～ 乳児院での実習…………… 52

- ◆コラム⑨：『師』と『士』、意味の違いを知っていますか？…………… 55
9. 各施設での実習 ～養護系～ 児童養護施設での実習…………… 56
10. 各施設での実習 ～養護系～ 母子生活支援施設での実習…………… 60
◆コラム⑩：この数をどう思いますか？ ―子どもの虐待の実態―…………… 62
11. 各施設での実習 ～養護系～ 児童自立支援施設での実習…………… 64
◆コラム⑪：子どもの虐待とは、どのようなものなのでしょうか？…………… 68
―虐待の定義―…………… 68
12. 各施設での実習 ～養護系～ 児童相談所ならびに一時保護施設での実習…………… 70
◆コラム⑫：ある子が話をしてくれない、どうしたらよいですか？…………… 72
◆コラム⑬：どうして、子どもを虐待するの？ ―虐待の発生要因―…………… 73
13. 各施設での実習 ～養護系～ 児童心理治療施設での実習…………… 74
◆コラム⑭：子どもに虐待、どうすればいいの？ ―虐待の発見・対応―…………… 76
14. 各施設での実習 ～障害系～ 福祉型障害児入所施設での実習…………… 78
15. 各施設での実習 ～障害系～ 医療型障害児入所施設での実習…………… 84
16. 各施設での実習 ～障害系～ 児童発達支援センター
（福祉型・医療型）での実習…………… 90
◆コラム⑮：子どもの虐待、その後は？…………… 95
―虐待と児童相談所・児童福祉施設、そして、どこへ―…………… 95
17. 各施設での実習 ～障害系～ 障害者支援施設・指定障害福祉サービス事業所・
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園での実習…………… 96
◆コラム⑯：施設実習を行う上でもっとも大切なこと…………… 102
福祉関連用語の説明…………… 103
◆ワークシート◆〈保育実習Ⅰ・Ⅲ（施設）事前課題〉（児童養護施設）…………… 105
◆ワークシート◆〈保育実習Ⅰ（施設）事前課題〉…………… 108
◆ワークシート◆〈保育実習Ⅲ 事前課題〉…………… 111
◆ワークシート◆〈保育実習Ⅰ（施設）・Ⅲ 事前課題〉…………… 113

Part 3 児童厚生施設等実習 117

1. 児童厚生施設（児童館・児童遊園）…………… 118
2. 児童館とは…………… 120

3. 児童館実習のポイント1	126
4. 児童館実習のポイント2	130
◆コラム⑰：(財) 児童健全育成推進財団の活動	133
◆コラム⑱：保育施設におけるICT化	133
5. 児童館実習課題の設定	134
6. 児童館実習における実習日誌(実習記録)の書き方	136
7. 児童館実習における指導案	138
◆コラム⑲：メラビアンの法則(7-38-55のルール)	141
8. 児童遊園での実習	142
◆ワークシート◆〈保育実習Ⅰ・Ⅲ(施設)事前課題〉(児童厚生施設)	144
◆コラム⑳：児童家庭支援センターとは	146

Part 4 幼稚園・保育所等実習 147

1. 実習園を知る	148
2. 〈幼稚園〉デイリープログラム	150
3. 〈幼稚園〉実習のポイント	152
◆コラム㉑：実習日誌をきちんと書けますか?	155
4. 〈幼稚園〉実習課題(目標)の設定	156
◆コラム㉒：実習課題の設定の仕方	159
5. 〈幼稚園〉実習日誌の書き方	160
6. 〈幼稚園〉指導実習(部分実習・責任実習)の実際	164
◆コラム㉓：「障害者総合支援法」とは	169
7. 〈保育所〉デイリープログラム	170
◆コラム㉔：保育士資格の歴史を知っていますか?	173
8. 〈保育所〉実習のポイント	174
◆コラム㉕：「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正	177
9. 〈保育所〉実習課題(目標)の設定	178
10. 〈保育所〉実習日誌の書き方	180
◆コラム㉖：時間外保育	185
◆コラム㉗：異年齢保育について	186

11. 〈保育所〉指導実習(部分実習・責任実習)の実際	190
12. 認定こども園	194
◆コラム㉘：保育・幼児教育の無償化が始まりました	197
13. 認定こども園での実習	198
◆コラム㉙：義務教育ってなんだろう	203
14. 特別な支援を必要とする子どもへの配慮	204
◆コラム㉚：「特定不能の広汎性発達障害」ってなに?	207
15. 幼保小連携および地域社会との連携	208
◆コラム㉛：「小1プロブレム」への対応	212

Part 5 保育実技 213

1. 絵本の読み聞かせ1	214
2. 絵本の読み聞かせ2	220
3. 紙芝居	222
◆コラム㉜：待機児童は本当に減っている?	225
4. 障害のある成人・高齢者のための絵本・紙芝居	226
◆コラム㉝：LLブッカー知的障害のある人のための本	230
5. 素話(ストーリーテリング)	232
6. 弾き歌い1	234
7. 弾き歌い2	236
8. 手遊び	240
9. リズム遊び	244
10. 障害のある人のための音楽レクリエーション	248
11. シアター系保育教材(文化財)1	250
12. シアター系保育教材(文化財)2	252
◆コラム㉞：マルチメディアDAISY ー視覚障害、学習障害のある人のための書籍	254
◆コラム㉟：体罰の定義を示した指針素案	255
◆コラム㊱：理解しておきたい児童相談所の機能と役割	256
13. 製作～造形活動(表現)～1	258

14. 製作～造形活動（表現）～2	260
◆コラム③⑦：保育者としての専門性	264
Part 6 実習のしめくくり	265
1. 「まとめ」の書き方	266
2. 「報告書」の書き方	268
3. お礼状の書き方	272
4. 養成校での反省と自己評価 1	276
5. 養成校での反省と自己評価 2	280
6. 養成校での反省と自己評価 3	286
◆ワークシート◆〈施設実習のふり返し〉	287
7. 自己評価 ー保育者への道の新たなステップのためにー	288
さくいん	290

【本書の使い方】

- ・本書では、児童福祉施設や児童厚生施設、幼稚園、保育園など、施設ごとの実習内容をより具体的・実践的に学べるよう、「指導案」「実習日誌（記録）」「デイリープログラム」等について実例を数多く掲載しています。各掲載ページは、巻末の「さくいん」も参照してご活用ください。
- ・本文中に（➡用語説明）と記載があるものは、社会福祉の現場で頻繁に用いられる基本用語・重要用語です。103、104ページの「福祉関連用語の説明」で各用語について解説しています。



実習の準備





学外実習について

1) 実習の意義

目標に向け実践的に学ぶ第一歩

幼稚園や保育所、ならびに保育所以外の児童福祉施設の「先生」になるためには、免許状や資格の取得が必要です。そのためには所定の単位を修得しなければなりません。なかでもこの「学外実習」に関する科目は、最も重要な科目です。実習は、ただ、行けばよいものではありません。実習先を選択し（次の項でくわしく述べます）、実習先での事前オリエンテーションや学内での事前・事後指導、実習前の研究など、多くのことを学びます。

実習は、普段とはまったく異なった環境のなかで園児や利用者と接します。そのなかで、幼稚園や保育所等では、幼児期の発育・発達にあわせた保育の方法などを観察し、適切な環境構成や集団のなかでの子どもたち一人ひとりに対する指導方法などを学び、保育課程に基づいて実践します。また児童福祉施設、社会福祉施設では、利用者とともに生活しながら、ほかの職種の職員との連携の仕方を学び、日常生活の援助を中心とした養護や、子どもたちの自立の確立や社会性の伸長のための支援方法などを理解します。

学外実習は、目標に向かって実践的に学ぶ第一歩です。実習の大きな目的の1つは、机上で学んだ一つひとつの科目（理論）を、現場での実践を通し、それらを結びつけて1つに統合することです。保育者としての専門的な知識の習得はもちろん、望ましい保育者像を明らかにしていくことも大切です。また同時に、自らの適性を見極めることも必要です。

2) 実習に先立って

実習施設を確認しよう

免許・資格取得のために必要な学外実習の期間は、表1－2の通りです。表中の実習施設区分については以下のとおりです。
(A)：保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業

表1－2 免許・資格取得のために必要な学外実習の期間

実 習 種 別	単位数	実 習 日 数	実習施設	備考
保育実習Ⅰ (必修科目)	4	おおむね20日	(A)	保育所又は幼保連携型認定こども園あるいは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位、及び、(A)に掲げる保育所または幼保連携型認定こども園あるいは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位、とする。
保育実習Ⅱ (選択必修科目)	2	おおむね10日	(B)	
保育実習Ⅲ (選択必修科目)	2	おおむね10日	(C)	
教育実習	5	大学設置基準第21条第2項2の規定により、「30～45時間までの範囲で大学が定める時間をもって1単位とする」とされている。	(D)	単位数には「事前」及び「事後」指導の1単位を含む。

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」「学校教育法施行規則」「大学設置基準」等から筆者作成

所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
(B)：保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
(C)：児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。）
(D)：幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼保連携型認定こども園

保育実習を行う期間は、原則として、2年制の養成校では第2学年の期間内、3年以上の養成校では第3学年以降に実施することが「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（厚労省雇用均等・児童家庭局長 2019〈令和元〉年9月4日）で義務づけられています。

3) 学外実習の流れ

いずれの学外実習も、おおむね次ページ表1－3のような流れで行われます。



児童福祉施設等実習における 実習日誌(実習記録)の書き方

1) 記録の目的

ふり返りのもととなる記録

実習日誌（実習記録）は、実習生がその実習で何を、どのように学んだかを記録するものです。記録の目的としては以下ようになります。

- ①実習をふり返ることができる
- ②ふり返りをもとに翌日の課題を明確にすることができる
- ③第三者に実習生自身の学びを伝えることができ、指導を受ける際の資料となる
- ④実習終了後、自分自身の内面的な成長を確認することができる

2) 何を記録するのか

実習そのものは充実していても、実習日誌が書けないことで挫折感を味わう実習生も多いようです。何を書いたらよいか分からないことに原因があるようです。そこで施設実習における日誌の記録には、どのようなことを書いたらよいか、以下に列挙します。

- ①所属している班やグループの1日の活動の流れ
- ②利用児・者とのかわりや、ともに取り組んだ活動の記述
- ③利用児・者への働きかけのなかで、現れた反応
- ④各活動における取り組みや、その活動を通して得られた支援への気づき
- ⑤その日の実習目標に照らしあわせた、自分の活動の評価
- ⑥その日の成果と課題をふまえた、翌日の取り組みと課題設定

実習記録は、自分の活動だけを記録しても、そこから何を得られたのかという考察は残りませんし、また、考察だけを書いても、どのような活動を通してそのような考察が得られたのか不明瞭であると、具体的な記録として活用できません。ですから、実習記録を書く際には、①その日に起こった出来事（利用児・者の活動）と、②それにもなう職員の行為、そして、③そのことに対する気づきや考察、この3つを意識的に記述することが大切です。

3) 実習日誌を書く上での注意点

要点を簡潔に、かつ深く洞察し記録する

詳細であるだけの記録がよい記録とはいえません。指導者に読んでいただくとき、また何より自分がふり返ったときに、要点が鮮明に見えてくるような記録がよい記録といえます。そのためには、簡潔に、かつ深い洞察が記されるような記録になるよう努めましょう。

4) 実習記録例

以下に、時系列形式とエピソード（カルテ）形式の実習記録例を示します。実習先や養成校によって異なりますが、いずれも出来事と行為、考察は必ず記述されています。この3つの例を参考にして、実習記録を書いてみてください。

なお、時系列形式の場合、基本的には、「現在形」で記します。

資料2-1 時系列形式の実習記録例：障害者支援施設

20〇×年 9月10日（金 曜日）		実習班：フジ班	
本日の目標：利用者の特性に応じて積極的にしかかわる			
おおよその時刻	利用児（者）の活動	職員の動き	実習生の活動・気づき（●印）
7:00	○朝食準備 ・皆それぞれトレイに食事をのせて、席につく。水を自分で取りに行ったり、ほかの利用者の手伝いをしたりと、各人が活動する。	・（A）利用者に対して指示および言葉がけをする。 ・（B）利用者とともに配膳の準備をする。利用者一人ひとりに目配りをする。	・食堂の入り口に立つよう指示があったので、入り口で利用者一人ひとりに「おはようございます」と言葉がける。 ・Hさん、Mさん、Oさんはあいさつを返してくれる。 ●決まったあいさつであっても、言葉がけることによって、利用者とコミュニケーションをとれるということがわかる。
7:30	○朝食 ・まとまりごとに食事をとる。 ・職員に話しかけたり、職員からの問いかけに応じたりする人もいる一方、静かに黙々と食事をしている人もいます。	・（B）サクラ班の利用者とともに食事をします。利用者に言葉をかけて、会話することを心がけています。	・朝食をとる予定の利用者が全員、食堂に集まったので、フジ班の席につく。 ・Oさんの隣に座って、食事をとる。 ●Oさんは、咀嚼に困難があるため、食事がスムーズにいくように見守る。話しかけやすいHさんにばかり言葉がけてしまい、ほかの利用者とかかわりそびれる。

※ (A) (B) は職員の名称

9

各施設での実習 ～養護系～
児童養護施設での実習

1) 施設の概要

安心して生活できる場の提供

児童養護施設は、児童福祉法第41条に「保護者のいない児童（乳児を除く。中略）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」と規定され、2017（平成29）年現在、全国に608施設あり、在所児の数は25,636人です*。

入所理由としては、「父母の死亡」のケースは少なく、「父母の放任・怠惰」「父母の虐待・酷使」「父母の精神障害」「入院」「破産等の経済的理由」が目立ちます。

児童養護施設では、不安定な生活環境や不適切な養育環境のもとで育ってきた子どもたちに対して、安心して生活できる場を提供することや、愛着関係を再形成しながら、他者との適切な人間関係を築くことができるようなかわりを心がけています。

2) 職員の構成

施設では、施設長をはじめ、児童指導員や保育士、家庭支援専門相談員**、個別対応職員、事務員や栄養士、調理員など、さまざまな職種の職員が配置されています。また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で規定され

*厚生労働省「2017（平成29）年社会福祉施設等調査の概況」による。

**ファミリーソーシャルワーカー（➡用語説明）

表 2-13 児童養護施設における養護問題発生理由（その他を除いた主な理由）

母の放任・怠惰	母の精神疾患等	母の虐待・酷使	破産等の経済的理由	母の行方不明
3,878人 (12.9%)	3,519人 (11.7%)	3,228人 (10.8%)	1,762人 (5.9%)	1,138人 (3.8%)

表 2-14 児童養護施設における被虐待経験の有無

入所児童数	虐待経験あり	虐待経験なし	不明
29,979人 (100%)	17,850人 (59.5%)	10,610人 (35.4%)	1,481人 (4.9%)

資料：「児童養護施設入所児童等調査結果」（平成25年2月1日）
注）総数には不詳を含む。厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成27年1月発表）

表 2-15 児童指導員および保育士の職員配置

満2歳に満たない幼児	満2歳以上 満3歳に満たない幼児	満3歳以上の幼児	少年（就学～）
子ども1.6人につき 職員1名以上	子ども2人につき 職員1名以上	子ども4人につき 職員1名以上	子ども5.5人につき 職員1名以上

ている職員以外にも、心理療法担当職員や里親支援専門相談員、看護師、職業指導員等が配置されています。職員には、家庭で十分な愛着関係を築くことができなかった子どもたちに対し、安全で安心できる生活を提供することが、まず、求められます。そして、愛着関係を再形成しながら、おとなへの適度な依存体験をすることで、生活の場においてさまざまな経験を通して自分に自信をつけ、自立*していけるよう促していくことが必要となります。

職員配置数は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により児童指導員および保育士の総数が表2-15の通り定められています。

3) デイリープログラム

児童養護施設の生活形態としては、1つの大きな建物のなかで、集団で生活する大舎制**の施設が中心でしたが、加えて、2000（平成12）年度より地域小規模児童養護施設***が、さらに2004（平成16）年度から小規模グループケア****が制度化されました。その結果、別々の建物で数名の子どもと職員が生活する小舎制*****やユニット、地域小規模児童養護施設など、施設の機能も小規模化してきています。

子どもたちは、地域の幼稚園や小学校、中学校、高校に通っています。

4) 保育士の仕事と役割

生活の営みを通じて子どもとの信頼関係を築く

保育士の業務は、朝、子どもたちを気持ちよく起こすことから始まり、炊事、洗濯、掃除、登園・登校準備、下校後の学習指導、入浴、そして安心して眠りにつくところまで、子どもたちの生活全般に携わります。施設に入所している子どもたちは、家庭生活が不安定ななかで、基本的な生活習慣が身につかないまま成長している場合も多いのです。そのため、生活のリズムを整え、基本的な生活習慣が身につくように子どもに働きかけていくことが保育士の仕事の大部分となります。

また、虐待など、保護者から不適切なかかわりを受け、入所している子ども

*自立：自立は、だれにも頼らずに生活をしていく力をはぐくむということではなく、発達期における十分な依存体験があって成り立つものである。その体験をもとに、人との信頼関係を築き、必要ときに、人や社会に援助を求められることが大切である。

**大舎制：大きな1つの家で、20人以上の子どもが生活する。2012（平成24）年現在、児童養護施設の約5割が大舎制である。

***地域小規模児童養護施設：グループホームともいい、施設本体の支援のもと、一般住宅で数人の職員と6人以下の子どもとが生活する。

****小規模グループケア：ユニットケアともいい、施設内で6～8人の小規模なグループに分かれて生活する。

*****小舎制：同じ敷地にいくつかの独立した建物があり、そのなかで8～12人が生活する。また、中舎制もあり、いくつかの空間を区切った建物のなかで、子どもたちが生活するものである。

実習中の作業の目的は、作業そのものにあるのではなく、利用者と行動をと
もにし、コミュニケーションをとることにあります。たとえ会話が成立しなく
ても、言葉をかけながらかわるようにならしましょう。

「ほう・れん・そう」を心がける

さまざまな生活の介助は、複数の職員とともに行われることが多いのですが、
ときには、実習生1人にその場を任されることもあります。そのようなときは、
場への責任をもつことはもちろん、どんなに小さなことでも、必ず、職員に
「報告」(ほう)・「連絡」(れん)・「相談」(そう)するように心がけてください。

..... コ ラ ム 16

施設実習を行う上でもっとも大切なこと

施設で実習を行う上でもっとも大切なことは、対象児・者や施設への誤った見方、先入観
をなくすことです。

たとえば、「知的障害児は、障害があるから自分では何もできない」「児童養護施設の子ど
もは、保護者と一緒に住んでいないのでひねくれている」などと考えることは、偏見以外の
何ものでもありません。このようなイメージは、実習の第一歩である「対象児・者を正しく
理解する」ことの妨げとなります。

施設を利用する対象児・者は、何らかの理由、あるいは、家庭での養育などの問題で入
所・通所している場合がほとんどです。また、心身上や行動上、生活上の問題を抱えている
ケースも少なくありません。いかなる理由であっても、人として生きていく権利をもってい
ます。発達のスピードはゆるやかですが、常に成長を続けています。ですから、健常児・者
と分け隔てなく接することを心がけましょう。

障害児・者施設では、さまざまな障害の種類と程度の利用児・者がいます。発達段階にも
違いがあり、対応方法は一人ひとり異なります。短い実習期間では、すべての利用児・者へ
の対応を把握することはむずかしいことですが、観察のポイントや発達段階に応じたかわ
り方などを指導担当者に聞き、実践してみましょう。見ているだけでは「対象児・者を正し
く理解する」ことはできません。

福祉関連用語の説明

ADL (Activities of Daily Living)	日常生活を送るのに必要な動作のこと。直訳すると「日常生活のいろいろな動作」。たとえば、寝起きや移動、排泄や入浴、食事、衣類の着脱などがそれにあたる。障害者や高齢者の身体能力や障害の程度を測る重要な指標となっている。
QOL (Quality of Life)	「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳される。病気や障害、加齢などによって生活に制約ができたり、苦痛をとまったり、その人らしく生活できなくなってしまうことがある。個人の人生観や価値観を尊重し、その人が「これでいい」と思えるような生活をできる限り維持することに配慮しようとする考え方をいう。
PT (Physical Therapist)	理学療法士のこと。理学療法とは、からだに障害のある人の動作回復のために、主として、基本的動作能力の回復を図る治療体操、その他の運動を促したり、電気刺激、マッサージ、温熱などの物理的手段を加えたりすることをいう。
OT (Occupational Therapist)	作業療法士のこと。作業療法とは、からだや精神に障害のある人の応用的動作能力や社会適応能力の回復を図るため、手芸、工作、そのほかの作業を行わせることをいう。
ST (Speech Therapist)	言語聴覚士のこと。脳卒中後の言語障害（失語症、構音障害など）や聴覚（聴力）障害（難聴）、言葉の発達の遅れ、声や発音の障害など問題の本質や発現メカニズムとその対処法を見いだすために検査・評価を実施したり、必要に応じて訓練、指導、助言、そのほかの援助を行ったりする専門職である。さらに、医師や歯科医師の指示のもと、嚥下訓練や人工内耳の調整なども行う。
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（1987〈昭和62〉年5月26日制定、2016年〈平成28〉年3月31日最終更新）により定められた国家資格。身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により、日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行うことを業とする人のことである。
PSW (Psychiatric Social Worker)	精神保健福祉士のこと。社会福祉学を学問的基盤として、その人らしいライフスタイルの獲得のために、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を行う。
ケアワーカー	介護福祉士のこと。身体上、もしくは精神上の障害によって日常生活に支障がある人に、心身の状況に応じた介護を行い、生活全体にかかわることで暮らしを支え、自立に向けた介護を利用者や家族とともに実践する。
ソーシャルワーカー	一般的に社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）のことをさすこともある。
MSW (Medical Social Worker)	医療ソーシャルワーカーのことで、とくに、保健・医療機関に従事するソーシャルワーカーのことをいう。疾病や心身障害などによって生じる療養中の心理・社会的問題の解決と、退院援助、社会復帰援助、受診・受療援助、経済的問題の解決、調整援助、地域活動援助などを行う。
ファミリーソーシャルワーカー (FSW：Family Social Worker)	家庭支援専門相談員のこと。児童養護施設などの児童福祉施設に配置されている。虐待などの家庭環境上の理由により入所している児童の保護者に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話や面接などによって、児童の早期家庭復帰、里親委託などを可能にするための相談、指導などの家庭復帰支援を行う。
リハビリテーション・ソーシャルワーカー	リハビリテーションの過程で、社会福祉援助活動を行う者のことをいう。まだ限定された職種ではなく、ソーシャルワーカー、生活指導員、医療ソーシャルワーカー、カウンセラーなどと称される職種がかかわっている。
移乗動作 (transfer activities)	「ベッド⇄車いす」「車いす⇄便器」など、乗り移りの動作のことをいう。玄関の昇り降り、浴槽への出入り、バス等への移乗なども含まれる。
移動介助	自力での移動が不能（困難）な患者や高齢者、障害者の移動を助ける行為のこと。
嚥下障害	飲食物がうまく飲み込めない、むせる、飲み込んだものが食道につかえるといった障害のこと。
機械浴	身体障害者施設等に設置された重度障害者用入浴機器を利用した入浴。
特殊浴槽	自力で入浴することがむずかしい人が、寝たままの状態などで入浴できるように設計された入浴装置のこと。
部分浴	からだの一部分だけを湯につけて洗うこと。

◆ ワークシート ◆
＜保育実習Ⅰ（施設）事前課題＞

クラス（ ）学籍番号（ ）氏名（ ）

1. 私の実習先情報

実習期間	年	月	日（ ）	～	年	月	日（ ）
施設種別（	）						
施設名（	）						
どのような児・者が利用しているのか	（ ）						

2. 保育実習Ⅰの目標を達成するための学び方を書きましょう

目標	学び方
1. 児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。	
2. 観察や子どもとのかかわりを通して子どもへの理解を深める。	
3. 既習の教科目の内容をふまえ、子どもの保育および保護者への支援について総合的に理解する。	
4. 保育の計画・観察・記録および自己評価等について具体的に理解する。	
5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。	

3. 以下の事項を理解するための動き方を考えましょう

	実習内容	動き方
1. 施設の役割と機能	(1) 施設における子どもの生活と保育士の援助やかかわり	
	(2) 施設の役割と機能	
2. 子どもの理解	(1) 子どもの観察とその記録	
	(2) 個々の状態に応じた援助やかかわり	
3. 施設における子どもの生活と環境	(1) 計画に基づく活動や援助	
	(2) 子どもの心身の状態に応じた生活と対応	
	(3) 子どもの活動と環境	
	(4) 健康管理, 安全対策の理解	
4. 計画と記録	(1) 支援計画の理解と活用	
	(2) 記録に基づく省察・自己評価	
5. 専門職としての保育士の役割と倫理	(1) 保育士の業務内容	
	(2) 職員間の役割分担や連携	
	(3) 保育士の役割と職業倫理	



〈保育所〉デイリープログラム

1) 保育所のデイリープログラムの実際

保育所の保育は、開園から閉園までの時間が幼稚園より長くおおむね8時間ですが、時間外保育を行っている園も多くあります。幼稚園にはないおやつや午睡（お昼寝）の時間が組み込まれています。保育士の勤務は早番から遅番までいくつかの時間帯に分かれたシフト割をとっています。

保育所は、子どもたちに対して、「養護」と「教育」を一体的に行っています。「養護」は、子どもの健康と安全を守る“生命の保持”と、子どもの心の安定を図る“情緒の安定”を目指しています。また、「教育」は、保育所保育指針に示されている「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う領域“健康”」、「他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とのかかわる力を養う領域“人間関係”」、「周囲のさまざまな環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う領域“環境”」、「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う領域“言葉”」、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする領域“表現”」の五つの領域に示されているねらいを、子どもたちが環境を通して総合的に身につけていくことができるようにしていきます。

デイリープログラムは、目前の子どもたちの育ちを捉え、その育ちに応じて「養護」と「教育」のねらいが達成されるように組み立てられる一日の指導計画です。

次ページでは、3～5歳児のデイリープログラムを紹介します。表4-10で紹介するC保育園は、午前の時間に課題活動を行っています。7：00～8：30と17：00～19：00は時間外保育（早朝・延長保育）です。

同じく表4-10で紹介するD保育園は、自由遊びを中心にした園です。保育のねらいに沿って一日の流れを組み立てていきますが、保育所は保育時間が長いことから、家庭的な雰囲気の中でくつろぐことも大切で、午睡（昼寝）、おやつ、水分補給の時間などが組み込まれています。

表 4-10 C保育園およびD保育園（3～5歳児）のデイリープログラムの例

時間	C保育園（課題活動導入園 3～5歳児）	D保育園（自由遊び中心園 3～5歳児）	実習生の活動
6：40	早番職員出勤	早番職員出勤	
7：00	開園・時間外保育受け入れ	開園・時間外保育受け入れ	
8：30	順次登園 受け入れ、視診・時間外保育園児の引き継ぎ 自由遊び	順次登園 受け入れ、視診・時間外保育園児の引き継ぎ 自由遊び	受け入れ・視診・保育観察・参加（一緒に遊ぶ）
10：00	片づけ、3歳児おやつ	3歳児おやつ、水分補給 自由遊び	観察・参加
10：30	課題活動（製作、体育遊び、劇の練習、プール、リトミックなどさまざまな活動）		保育観察・参加（一緒に遊ぶ）
11：30	課題活動の終了、給食の準備	片づけ、給食の準備	片づけ・給食の援助
11：45	昼食（給食） 昼食後の片づけと静かな活動	昼食（給食） 昼食後の片づけと静かな活動	個々に応じて援助・観察
12：30	自由遊び	自由遊び	保育観察・参加（一緒に遊ぶ）
13：00	午睡	午睡	午睡援助
13:00～14:00	職員会議・教材準備・日誌、連絡帳記入	職員会議・教材準備・日誌、連絡帳記入	（職員会議への参加）・教材準備補助
14:30	めざめ 着替え	めざめ 着替え	着替え援助・観察・参加
15:00	おやつ	おやつ	おやつ援助
15:30	帰りの会	帰りの会	観察・参加
16:00	順次降園 自由遊び	順次降園 自由遊び	清掃・一緒に遊ぶ
17:00	時間外保育園児引き継ぎ	時間外保育園児引き継ぎ	
19:00	閉園	閉園	
19:15		遅番職員退勤	

神戸洋子『新訂 知りたいときにすぐわかる 幼稚園・保育所・児童福祉施設等 実習ガイド』2018、同文書院より

次の表4-11は1，2歳児のデイリープログラムです。1，2歳児は、登園した時点で検温を行います。体調変化の著しい乳幼児ですから、健康状態を保護者も保育者も把握する必要があります。基本的生活習慣を身につけるために、おむつ交換、水分補給、昼食（給食）、おやつなどの間に、遊びの時間をはさむよう設定しています。

12

シアター系保育教材（文化財）2

1) シアター系保育教材のいろいろ（続き）

ペープサート（Paper Theater）



写真5-3

ペープサートは、紙人形劇のことです。紙に描いた2枚の絵を、余白を残してうちわのように仕立てます。そしてもち手には割りばしなどを用い、もち手を回して紙人形の裏表の変化を見せることがポイントです。手軽に作れ、幅広い年齢が楽しめるもので、幕を張った舞台を用意すれば、見ごたえのあるミニシアターとなります。

エプロンシアター^{®*}とポケットシアター

どちらもエプロンのポケットから人形を出しエプロンをつけた演じ手自身が舞台となるミニシアターです。フェルト製で中綿を詰めた人形とエプロンの双方にマジックテープを貼り、つけたりはずしたりして動きをつけます。

布のぬくもり感があり、保育者が子どもの近くで演じることが魅力ですが、作成に時間を要するため、保育の現場では市販品に頼りがちです。

ポケットシアター^{**}は既存のエプロンを用い、手軽に作成できるものとなり、1枚のエプロンでいくつものお話を展開できる工夫をしました。

マジックテープは、エプロンには凹面を、人形には凸面を縫いつけます。

* 中谷真弓氏により考案された。

** 2009（平成21）年、尾崎富美子氏により考案された。



写真5-4



写真5-5



図5-11 ポケットシアター

2) 身近な素材を使ったミニミニシアター

これまでに紹介したような特別に制作したシアター系保育教材のほかにも、軍手や牛乳パック、ペットボトルなど身近な素材で簡単にできる保育教材もあります。以下では簡単に作れるものを紹介します。園児への自己紹介のときや、部分実習や責任（全日）実習の設定保育での製作で挑戦してみましょう。

手袋人形

カラー軍手を用い、中綿を詰めて作成した人形を手にはめ、語りかけるように子どもと向きあって使うものです。保育者など身近な人が子どもの目の前で演じることで、お話にも演じ手（保育者）にも子どもたちは親近感をもちます。また保育のなかで子どもたちを集中させたい場面でも効果的です。



写真5-6 ぶたの手袋人形



写真5-7 キャベツのなかから

牛乳パックシアターほか

牛乳パックなどの身近なリサイクル素材を用い、からくり仕掛け（長い紙＝ケント紙を右巻き、左巻きと交差する。図5-12参照）をほどこしてミニシアターとしてお話を展開します。2個の牛乳パックから、15面近い場面を作ってお話を展開することができるので、子どもたちに喜ばれるシアターの1つです。

このほかにもペットボトルパペット、MONO語り（柴田愛子考案、りんごの木出版、1999）、テーブル人形劇など、さまざまな小道具を用いたミニシアターを演じることができます。また『おはなしおばさんの小道具』（藤田浩子、一声社）などの書籍を参考にして、作成してみるとよいでしょう。



写真5-8 牛乳パックシアター



写真5-9 片手で使う牛乳パック人形



写真5-10 ペットボトルパペット

知りたいときにすぐわかる
新訂 幼稚園・保育所・児童福祉施設等 実習ガイド

2013年 4月20日 第一版第1刷発行
2018年 4月15日 第二版第1刷発行
2020年 2月10日 第二版第2刷発行

編著者 石橋裕子・林 幸範
著 者 堀 科・石本真紀
神戸洋子・安部 孝
林 友子・浅倉恵子
森田満理子・梅澤 実
装 丁 清原一隆 (KIYO DESIGN)
カバー撮影 駒崎崇彰
DTP 株式会社 レオプロダクト

発行者 宇野文博
発行所 株式会社 同文書院
〒112-0002
東京都文京区小石川5-24-3
TEL (03)3812-7777
FAX (03)3812-7792
振替 00100-4-1316
印刷・製本 中央精版印刷株式会社

JASRAC 出1803199-902
©Yuko Ishibashi, Yukinori Hayashi et al., 2013
Printed in Japan ISBN978-4-8103-1475-5
●落丁・乱丁本はお取り替えいたします